

# 堺市建築審査会運営要領の改正 について

# 堺市建築審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第5章に規定するものを除くほか、法第83条の規定に基づき建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事及び委員の任期その他審査会に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。

(1) 法の規定により同意を求められたとき。

(2) 法の規定により審査請求があったとき。

(3) 市長の諮問があったとき。

(4) 4人以上の委員から招集の請求があったとき。

(5) その他会長が必要と認めたとき。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 会長は、緊急の必要があり審査会を招集する暇のない場合若しくはその他やむを得ない事由のある場合は、議案の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審査会の会議に代えることができる。

2 前項の場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(関係者の出席)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、市長が定める。

# 堺市建築審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市建築審査会条例(昭和44年条例第11号)第8条の規定に基づき、堺市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(招集の通知)

第2条 会長は、審査会の会議(以下単に「会議」という。)を招集しようとするときは、あらかじめ議事事項及び期日を定めて、開会の日前7日までにこれを委員に通知しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

(議事の公開)

第3条 会議は、公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開にすることができる。

3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録には、会長及びその指名する2人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、開発調整部において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

# 堺市建築審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市建築審査会条例施行規則平成12年規則第92号（以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、堺市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(傍聴)

第2条 規則第3条第1項の規定に基づき審査会を傍聴しようとする者は、堺市建築審査会の傍聴に関する要綱（平成12年制定）に従い、傍聴しなければならない。

(口頭審査)

第3条 審査会は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第3項の規定に基づく口頭審査を行う場合は、あらかじめ当該口頭審査を行う日時及び場所その他必要な事項を審査請求人その他関係人に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、代理人等を出席させて意見を述べようとするときは、あらかじめ委任状を会長に提出しなければならない。

(事務局)

第4条 審査会の庶務を行うため、建築安全課に事務局を置き、事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局長は、建築安全課に属する課長級の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 書記は、建築安全課に属する職員のうちから事務局長が指名する者をもってこれに充てる。

4 事務局長は会長の命を受け、書記は事務局長の命を受け、その所管する事務に従事する。

## 【改正趣旨】

事務局長について、処分庁の所管課長である建築安全課長以外の者を充てるため、要綱の一部改正を行うものである。

### 堺市建築審査会運営要領 新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
（事務局）	（事務局）
第3条（略）	第3条（略）
2 事務局長は、建築安全課に属する課長級の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。	2 事務局長は、建築安全課に属する課長級又は課長補佐級の職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
3～4（略）	3～4（略）
第4条（略）	第4条（略）